

議案第 59 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの要件について所要の措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 布設工事監督者の資格要件の緩和等（第 3 条関係）

布設工事監督者の資格要件のうち、学歴等に応じて必要とする技術上の実務に従事した経験年数等を次のように変更することとする。

区 分		改 正 後	改 正 前
大学卒業	土木工学科等の課程	水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する経験年数 3 年以上（うち水道に関する経験年数は 1 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 3 年以上（衛生工学又は水道工学を修めた者にあつては、2 年以上）
	機械工学科、電気工学科等の課程	水道等に関する経験年数 4 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年以上）	—
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職大学前期課程修了	土木科等の課程	水道等に関する経験年数 5 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 5 年以上
	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数 6 年以上（うち水道に関する経験年数は 3 年以	—

		上)	
高等学校卒業又は中等教育学校卒業	土木科等の課程	水道等に関する経験年数7年以上（うち水道に関する経験年数は3年6月以上）	水道に関する経験年数7年以上
	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数8年以上（うち水道に関する経験年数は4年以上）	—
外国の学校で、上記の各課程に相当する課程を上記の各学校で修得する程度と同等以上に修得		上記の各経験年数以上の水道等に関する経験年数（うち水道に関する経験年数は2分の1以上）	上記の各経験年数以上の水道に関する経験年数
土木工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数2年以上（うち水道に関する経験年数は1年以上）	水道に関する経験年数1年以上
機械工学科、電気工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	水道に関する経験年数2年以上
工事に関する技術上の実務経験のみ		水道等の工事に関する経験年数10年以上（うち水道の工事に関する経験年数は5年以上）	水道の工事に関する経験年数10年以上
技術士法による技術士試		水道等に関する経験年数	水道に関する経験年数1

験の第2次試験のうち上下水道部門に合格	1年以上（うち水道に関する経験年数は6月以上）	年以上
1級土木施工管理技士	水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	—

2 水道技術管理者の資格要件の緩和等（第4条関係）

水道技術管理者の資格要件から布設工事監督者たる資格を有する者を削除するとともに、学歴等に応じて必要とする水道に関する技術上の実務に従事した経験年数の要件を次のように追加することとする。

区 分		経験年数
大学卒業	土木工学科 等の課程	3 年以上
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は 専門職大学前期課程修了		5 年以上
高等学校卒業又は中等教育学校卒業		7 年以上
技術士法による技術士試験の第 2 次試験のうち上下 水道部門に合格		1 年以上
1 級土木施工管理技士		3 年以上

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正（改正条例附則第3項関係）

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備するほか、1及び2に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

（附則第2項関係）

4 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日